



巻頭に寄せて

会長代行 西原美津子



4機関5ヶ国によるIATCA/MLAの調印式風景
RAB(USA)・IRCA(UK)・QSA/JASANZ(AUS-NZ)・CRBA(P.R.China)

目次

巻頭に寄せて	1
ISO 9001/9004: 2000年改訂	2
IATCA 総会に出席して	3
環境マネジメント体制について	4, 5
ASQ/CQA 試験を受験して	6
適合性監査見たまま・聞いたまま	7
事務局から	8
編集後記	8



巻頭にあたり、前号以来、当会が推進してきた主な活動を3点ほど申し述べたい。

一つは、当会の三浦会長と小林理事が出席したIATCAの国際会議である。1993年以来、審議されてきたISO品質体制の国際級審査員資格の粗案が、今年8月に南アフリカ共和国のダーバン市で開かれたIATCA国際会議で固まり、予定の主要加盟国のRAB(USA)、IRCA(UK)、QSA及びJAS-ANZ(AUS-NZ)の3機関4ヶ国に、中国のCRBAを加えた4機関5ヶ国で調印が行われ、第一段階のMLA(多国間協定)は終了した。骨格はこれまでと大きく変わることはないが、質の高い審査が求められる時代にあって、これまでの審査員の倫理規範に加え、IATCA基準の審査員候補者の審査に立ち会って審査状況の評価する検証審査員の「独立性」が新たに審議された点は注目に値するであろう。会議の詳細については、本誌に掲載された会長の報告を参照されたい。

二つ目は、今年の1月より、監査技能の維持管理に関して各国機関で義務付けているCPD(専門職の継続的発展)の活動である。当会でも今年よりCPD対象の講習会の開催を予定しているが、CPDの活動は必ずしも第三者が介在するものばかりではなく、また、個々人の現有の能力レベルが様々であることを思えば、活動の名称で一律に基準を敷くことも適当とは言い難い面もある。RABでも、同じ講習会の講師などは、3年間に1度だけを対象とするとした変更点などを加え、これまでの基準を見直して小冊子にまとめ、今年8月に基準の改訂版を出した。本来、CPDは弱点を補強し、各自の能力及び監査の方法・技量を向上することが主目的であるから、これを誤らず、具体的な基準は自主的に節度をもって敷きたいものである。

最後に、当会がASQ(米国品質学会)の日本支部として行っているCQA/CQEの試験で、会長のCQEに加え、会員がCQAにも見事合格し、この奉仕活動に花を添えてくれたので申し添えたい。

国際品質保証協会は、QAに関連する活動を通して、広く社会の繁栄に奉仕・貢献することを目的とした任意団体で、最近ではマネジメントシステム全体を対象に活動している。その一環としてISO 9000/14000他各種規格に対する適合性監査、QA及び監査員養成講習会並びに認証取得・PL・安全対策等、依頼先の期待と要求に合わせたコンサルティングなども行っている。

ISO 9001/9004:2000 年改訂

◆ 利用者からの視点と要望 ◆

ISO-MS 研究会第1分科会

代表 小林克俊

幹事 渡部長幸 石原隆昌

背景

ISOでは、ISO 9000ファミリー規格の全面改訂に向けた作業中で、本年7月30日にISOの技術委員会草案(CD1)が公開された。各委員に本年12月1日までにCD1に対する意見の提出を求めている。改訂規格の発行は2000年後半に予定されている。

ISO-MS研究会の第1分科会(注1)では、昨年のテーマ「ISO-MSとは何か?」及び「何のためのISOか?」を踏まえ、ISO 2000年改訂を草案段階から検討することを本年度の研究テーマとして採りあげ、各委員の持つ情報により検討してきた。ここでは、2000年改訂の解説又は対応といったような個別の問題ではなく、ISOシステム規格の利用者から見た視点と要望について全体的に述べて見る。

全面改訂の要点

(1) ISO9000ファミリーは4つの基本規格に集約

ISO 9000: QMS—概念及び用語

ISO 9001: QMS—要求事項

ISO 9004: QMS—指針

ISO 10011: 品質システム監査の指針: 未完

注) QMS: 品質マネジメントシステム

(2) 改訂規格の構成

- 1) モデルを9001に統合: 修整の原則
組織によって実施されないものは適用外。
- 2) 9001と9004の整合性
9004は品質マネジメントシステムの理解を促すため9001の実行の指針ではない。
- 3) P-D-C-Aの大区分で構成
但し各組織は文書上この配列に拘る必要なし。
- 4) 14000との両立性を考慮
構造、改訂時期、共通要素への配慮。

研究会で挙げられた改訂の特徴

- 1) 要求事項の中の具体的な内容が、一般的内容に変わった。
- 2) 現行版のいくつもの有用な条項が、削除又は簡素化された。
- 3) 顧客満足(CS)の概念が前面に出た。
- 4) 改善の概念が加わった。
- 5) インフラストラクチャーが追加された。
- 6) 文書の定期的見直しが追加された。
- 7) 特殊工程へ validation が追加された。

利用者からの視点と要望

(1) 全ての業種・規模に適用可能

9001では、具体的な内容が、一般的内容に変わり、現行版のいくつもの有用な条項が、削除又は簡素化されているものの、改訂の意図がうまく整理され、受審側は使いやすくなったと思われる。

(2) 要求事項と指針の境界: 国際規格の節度

改善プロセス、顧客満足度の測定、インフラストラクチャー、全社員の認定、文書の定期的見直し等が要求事項となったことにより、余計な負担を掛け、形式化を助長すると懸念される。これは結果として、この国際規格自身の利用者満足達成の不十分、認証の仕組みの形骸化の恐れにもつながる。

どんなマネジメント理論も万能の処方箋は提供できない。ISOのシステムは、自らの限界を自己の規格の中に盛り込んでいること、何をするかを要求し、どのようにするかは要求していないこと、第三者チェックの仕組みを持っていること、即ち、規格自体がマネジメントシステムに対して万能の処方箋でないことを述べている。これらがISOシステムが世界に広まった理由の一面とも言えるが、今後もこの節度を守って欲しいものである。

(3) 規格使用者の自主性: 規格の目的の理解

規格の起案者側が節度を持っていたとしても、規格の利用者側の無批判適用又は過剰適応による運用での弊害の発生は防げない。種々の機会を通じて意見を言う必要があるであろう。(注2)

また、規格使用者(受審企業、審査機関、コンサルタント)が、この国際規格の目的と本質を踏まえて自主的に適切な解釈と適切な適用を行えば、解釈によっては前項の懸念も、ある部分では杞憂に終わるのかもしれない。

自主的に適切な解釈と適切な適用を行うのが難しいのは、我が国での過去数年来のISO9000's運用の
(7頁につづく)

IATCA 総会に出席して

会長 三浦 昭夫

MLA の締結

8月9-14日の間に、南アフリカのダーバンのホリデイ・イン、クラウンプラザで開催された IATCA 第4回総会に、小林克俊理事と私がコンサルタント認定検討部会の委員に指名されていることもあって遠征した。日本からの正規代表は、JAB、JRCA、CEARで、当方は英国 IRCA の附属機関兼、米国 ASQ/QAD の北米外統括という立場(米国の RAB も ASQ/QAD 会員)からのボランティアとして参加した。

ハイライトは、8月12日の USA、UK、Australia、NZ、中国の5ヶ国間での MLA(多国間協定)の調印式。出席者全員注視の中で正面の大きなテーブルで5ヶ国の代表が順に署名。中国からは TV 取材陣が来ていて大変なものだった。なお、この調印により、当会の西原会長代行と私の2名は RAB IATCA Verifying Auditor であったのが、正式の IATCA Verifying Auditor となった。

各ワーキンググループ

前後の4日間は、WG別での討論。それぞれのテーマは、WG1…QMS 審査員基準、WG2…研修コース基準、WG3…Constitution (IATCA 規約)、WG4…環境審査員基準、私が WG1、小林理事が WG4 に手分けして出席した。WG1 は、審査員資格要件について不明確だった部分の見直しから問題点を募って逐条討議し、修正案を執行委員会に提出した。検証審査員の倫理と独立性が一番の問題だったが、後述の通り、かなり明確になった。WG4 でも、検証審査員の基準が話題になり、WG1 とほぼ共通だが前半は並行して討議し、後半に合同で討議した。WG2 と WG3 は、ほぼ落ち着いた模様である。

検証審査員について

WG1 と WG4 で、討議の結果、検証審査員の基準がかなり整理された。倫理については、IATCA の行動規範の翻訳をして、JRCA にお渡しした。独立性については、検証審査は同じ機関の内部同士であってはならないということから、当然、審査員認定機

関が指定した者を派遣して審査状況を観察・検証すべきであるということになった。他には、当座 Verifying Auditor に代わる Competent Person も同等の条件で認定すべきということになった。JRCA で6月以来 Competent Person の希望者を募って、8月6日に承認して発表していたが、これは根本的に再検討を要することになり、当方で JRCA に協力を申し出て、帰国後早速共同作業を開始している。

コンサルタントの認定

コンサルタントの認定については、イタリアのジャンカルロ・コルフェラーイ博士が一昨年より提唱し、私を含めて同調していた人達を委員に指名して今年の3月に検討部会を発足、各国の事情をまとめた結果を基に、基準作りのために新規の WG 編成の提案を出したが、総会で賛同を得られず、当面欧州数ヶ国で実施されている基準を集めて検討を進めることとなった。当会からは既に基準案を提出済みである。新WGの賛同が総会で得られなかったのは、IATCA はそもそも審査員と研修コースの認定の共通化とレベル向上のための組織で、そのために集まった人達が主体であり、コンサルタント認定というのは別問題と考えるのは当然であろう。

当会の立場と今後の方向

IATCA への参加は、当会は会員としてではなく、1993 年以来 IATCA の前身の会議に英国の IQA/IRCA の一附属機関として、但し、独立機関並みに毎度2名の参加を許されて出席してきたものだが、Observer で見物しているだけという立場だったが、一昨年のシアトルの会議以来、座長と全員に断わりを入れて自由に提案の発言をさせてもらうようになった。後で気付いたのだが、時々指図をするに至っていたが、今年は、ASQ/QAD の宣伝をしたほかには控えめに構え、日本にとって重大と感じたときに限定して発言し、残りはメモを急いで作ってしかるべき委員に手渡して利用してもらった。これは喜んでもらえたようだ。発言の方は、CEAR の須田氏に後で「何回かタイミングよくうまいこと言ってくれた」と言われたが、自分では何を言ったか全然思い出せない。慌ただしい中で夢中で咄嗟に発言したからだろう。Observer の分際で好き放題の提案や指図では申し訳なく、開催中に正規の加盟手続きをして承認された。これを機に、今後は RAB 及び IQA/IRCA との絆から益々世界全体のために考えて参加したい。

環境マネジメント体制について

◆ ISO 14001 との関連 ◆

IQAI理事 上田 茂

財団法人社会経済生産性本部
経営革新本部・コンサルティング部
ISO・EQS センター長

1. 地球環境問題

従来型の環境問題は一言でいえば、局所的問題であり、局所対応型の公害問題が主流であった。即ち、ある汚染物質による特定の環境汚染というように、公害の被害者と加害者の構図が比較的明確につかめるものであった。ところが、今日の地球環境問題には以下に示す様に、その背景として直截的な因果関係を特定出来ない問題が内包されている。

- 1) 人間の総体としての活動の増加とそれに伴う環境への負荷の増加
- 2) 人間が存在する基盤としての地球(環境)の限界
- 3) 人間の活動に伴う環境の負荷が環境の持続性を損なうまでに増大

これらの背景としてオゾン層の破壊、地球温暖化等いわゆる地球環境問題がクローズアップされている。従って、これからの環境問題への取り組みはさまざまな階層における社会の構成要素、国際機関、国家、地方自治体、産業界、企業、事業所、個人での取り組みが必要となる。

また、これまでの様に汚染物質等の濃度・排出基準をその出口でコントロールするエンドオブパイプから、資材の調達、生産方式、省エネルギー・省資源、廃棄物管理等について全体的に取り組み、問題ごとのばらばらの捉え方ではなく、環境そのものを総合的に捉え、計画的に対応することが必要になる。これらを具現化した考え方の一つが ISO による環境マネジメントシステムの ISO 14001 規格である。

この考え方の原則は、リオ宣言及びICC憲章に見られる「人間の活動の見直しの必要性により持続可能な発展へ」を基にしている。また、環境マネジメントシステム(以下 EMS という)規格としての ISO

14001 は、地球環境保全のための経営的手段と位置づけられる。地球環境保全のためには、政策手段と技術的手段の統合が不可欠である。環境関連最適技術の適用と法規制の遵守、汚染者負担の原則による経済的手段の実行と経営的手段としての EMS の運用の統合が地球環境保全の理想的なアプローチとなる。

2. ISO14001 EMS 規格

1996年9月に ISO14001、ISO14004 の環境管理に関する2つの規格と、ISO14010、14011、14012 の環境監査に関する3つの規格が発行された。これにより ISO14001 は EMS 規格として国際的には唯一無比の規格として位置づけられた。ちなみにその他の規格は指針(ガイドライン)として位置づけられる。我が国では、それらを JIS 規格に呼び込み、同年10月20日に JIS Q 14000 シリーズとして発行した。

ISO 14001(環境マネジメントシステム—仕様及び利用の手引き)の適用範囲は、概ね以下の2つの組織が対象となる。

- 1) 審査登録機関による EMS の審査登録を求める組織
- 2) EMS 規格との適合を自己決定し、自己宣言をする組織

審査登録制度は ISO 9000 シリーズにおける品質保証システムに関する適合性審査の延長線上からのものであり、自己宣言は ISO 9000 シリーズには見られない EMS 独自のものである。

品質 ISO での議論に「ISO の認証を取得したにも拘わらず製品の品質が良くならなかった」という経営者がいる。この議論は基本的に間違いであり、意味をなしていない。品質 ISO は、顧客の要求を全うする仕組みが、例えば ISO9001 の要求事項に準拠したシステムとして当社にはあるということを第三者の審査登録機関がその適合性を評価(審査)することであり、個別製品の品質を向上することはあくまでもそれぞれの企業における固有技術の問題であるからである。しかし、この仕組み(システム)に国際規格 ISO との絡みがあることが実は重要なポイントとなる。

更に、品質 ISO の対象は顧客であるが、環境 ISO の対象はそれだけにとどまらない。内には従業員か

ら株主、金融機関、地域住民、関係官庁、地球的環境問題と空間的広がりと同時に、過去・現在・将来の環境問題として時間的広がりを含んでいる。EMSの基本的な精神はEMSの継続的改善を通して環境側面の運用実績の向上を図ることであり、ここにEMSのジレンマがある。

極端な事例だが、製品の不良率が高くても顧客に良品のみを提供する手段が確立していれば品質ISOでは問題がない(もちろん企業経営としては問題である)。また、仮に不良品が市場に出た場合にはリコールをかける手段がある。

一方、汚染された環境を緩和・修復するのは容易ではない。環境汚染を未然に防止することが重要となる。国際規格としてのEMSはシステムの継続的改善を目的とした環境側面の運用実績の向上を狙いとしており、環境側面の運用実績の改善がなければ地球環境保全の確保という大前提に寄与しないものである。審査登録にせよ、自己宣言にせよ、システムと運用実績との兼ね合いをいかに整合性の取れたものにするかが肝要である。



3. EMS 規格運用の要点

EMSの要求事項を解説することが目的ではないので、ここではその重要な背景又は要点の整理にとどめる。EMSはマネジメントの基本である計画(Plan)、運用(Do)、監視・測定(Check)、経営層による見直し(Act)で知られるデミング・サイクル(編注:本来はシュワハート・サイクル)を援用して構築・運用される。これらがEMS規格の要求事項として具体的に展開されている。以下にEMSを運用する場合の特に計画画面での重要な背景又は要点を述べる。

1) 環境方針とコミュニケーション

環境方針は経営者の理念を含めた具体的な環境問題への取り組みへの誓約が必要である。法規制・業界規範の遵守及びシステムの継続的改善・汚染の予防に対する決意表明をする。環境方針を全従業員に対して周知徹底することが重要かつ本質的な要求

事項である。経営トップの方針を職制を通じて具体的に通達し、その過程で組織の環境問題に関する理念、取り組み等が各自の自覚として共有出来る状態にすることが本来の趣旨である。コミュニケーションについては、内部の連絡及び著しい環境側面についての外部への通知及び情報公開としてEMS規格では特別に扱っている。

2) 環境側面・環境影響評価とリスク・マネジメント

EMSの第一義的な目的は、組織の著しい環境側面を抽出し、それらに基づき組織の環境目的及び目標を設定し、実行・改善計画のための計画書(EMP)を策定・実行することにある。環境側面と環境影響とは、原因と結果の関係にある。環境に影響(結果)を与える組織の活動・製品・サービス(原因)が環境側面であり、特に著しい(重要な)環境影響を与える又は与える可能性のある側面が著しい環境側面である。ここでは以下の2つの視点から環境影響評価を実施することが重要となる。

a) リスク・マネジメントの視点

一般にリスク評価は発生確率(Probability)と結果の重要性(Consequence)の積として表される。即ち、 $Risk = \sum P_i \times C_i$ となる。更に P_i は $(F_i + D_i)$ に、 C_i は $(E_i + S_i)$ に展開される。このとき F_i =発生の見込み頻度、 D_i =発見の可能性、 E_i =結果の重大性(量)、 S_i =結果の重大性(質)である。これらに対するレーティング、即ち数値による重み付けを行う。組織の活動、製品、サービスの3分野に亘りこれら4パラメーターを確率的に重み付けをし、数値化することになる。EMSではこの評価を定常時と非常時、及び緊急時の3モードで行うことを要求している。

b) ロス・コントロールの視点

ロス・コントロールとは安全、品質、環境の全てに関係するあらゆるロス、即ちムダをなくす活動である。EMSにおいても当然人命の安全と環境保全のための未然防止(予防処置)を徹底して行わなければならない。“Incident Ratio Study”のモデルでは、1つの重大な人身事故が起きる背景には10件のマイナーな人身事故が発生していることを、10件のマイナーな事故発生の背景には30件の機材・設備等に係わるアクシデントが発生していることを、更に、30件のアクシデントが発生する際には600件ものいわゆるニアミスが起こっていることを表している。1件の人身事故を未然に防止するため(8頁につづく)

ASQ/CQAを受験して

会員 山田 八栄

ASQ 公認品質監査士



本年6月に実施されたASQのCQA試験を受験して幸運にも合格することができた。三浦会長や諸先生・諸先輩のご指導の賜物と感謝している。

試験官を務めた西原会長代行の話では、今回は日本の品質システム監査の各界専門家12名が受験、合格者は2名であったとのことで、難関の試験であったことが伺える。

私の幸運さも判っていただけようが、会長に叱られないよう、ここでは私なりに受験を通して感じたいいくつかのポイントを紹介してみたい。

英語力×品質管理力

問題は4時間で約150問、全て英語で出題される。1.5分/1問のペースで回答してゆくためには、Think in English での集中力を持続することが不可欠の要件である。

海外留学・海外駐在の経験者は別として、私のように「大学を出ただけの英語力」では受験のための努力が必要であり、試験は英語力と品質管理力の積で決まると言える。

この点で効果があったと思われることが二つある。一つは5月に講習会に参加して、来日のアメリカ人講師の講義と討議の英語に浸りきった3日間を費やしたことである。講師の Mr. R. Stout が、英語に不慣れな我々のために、明瞭な英語でゆっくり話してくれたことも大いにありがたかった。

もう一つは試験の前日と前々日に監査の国際規格ISO10011の原文を、約1時間、中断せずになるべく早口で音読して英語の表現を頭に叩き込んだ(叩き込もうとした)ことではないだろうか。

日本と違う品質管理

次に、日本の品質管理はTQCによる問題解決を中心としているのに対し、アメリカの品質管理はSQCによる問題解析が中心になっていることは周知の通りである。例えば次のような出題の場合に、あなたならどう答えるだろうか？

ある会社の品質問題の調査と対策を開始するにあたって最初に行くことを答えよ、という設問である。

日本ならば、現在の言語情報から特性要因図を作って「容疑者」を絞り次の情報収集に進む、というのが正解であろう。これに対し、アメリカでは少量であっても数値データから、例えばパレート図のような解析を行い、次のステップに進めるというのが正答となる。

このように、当日の問題には日本式品質管理では誤って回答してしまうような問題が、意外に多く出題されていた。

In Rome, do as Romans do. (郷に入っては郷に従え)の喩えと同じように、試験の4時間だけ自己主張を殺しておく、ぐらゐの配慮が要るのではないかと思う。

Tricky な出題

試験は、規格書、参考書、辞書、電卓など、問題集以外は持ち込み自由である。それだけに引っ掛かり易い問題が多数出題される。

回答はマークシート4択方式であるが、四つの選択肢のうち、正解一つ、明らかな誤り一〜二つ、及び紛らわしい回答一〜二つが散りばめられている。

日本語に置き換えてジックリ考えれば、「易しい問題ばかり」(三浦会長曰く)であるが、英語で出題されているだけに実力がなかなか発揮しにくい。

英語で考えることに慣れる、いくつか専門用語を憶える、本格的監査、QAと品質管理を理解する、等が受験対策として挙げられるが、結局は落ち着いて、これまでに培った品質管理や品質監査の自己の力を信じて試験に臨むことではないだろうか。



注記: 当協会では必要に応じてCQA/CQE試験の受験希望者を対象とした一日講習会を行っています。ご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

適合性監査見たまま・聞いたまま

◆体質にマッチした品質システム◆

会員 鈴木 貞二

なぜ、こんなにも無理をした実行体制を構築するのだろうか？自社のありのままの姿を文書で制定し（この部分が弱い企業が多いのも確かである）、規格の要求事項に対する不足部分を付け足して品質システムを構築すればいいのに。

品質システムの構築はエンドレスなマラソンである。マラソンランナーを見ても分かる通り、最初の1kmは3分前半の速度で走っている。いきなりトップギアに入れるランナーはいない。トップギアに入れたくても入れられないのだ。中学時代の運動会を思い出して欲しい。やはりマラソンだ。全速力で駆け出し、グラウンドの出口までは1位の走者がいる。しかしこの走者のマラソンはここまでだ。品質システム構築も同じである。

100社の企業があれば品質システムも100通りある。それが当たり前なのに、似たような品質システムの多いことには驚かされる。ある一定の形にはまっていなくて審査員が不適合と判断すると心配してのことだろうか？もし、企業の規模・体質等を考慮に入れない審査員が存在したら、私はその審査員に“不適合”を出したい。

100通りの品質システム。自分の顔をもった品質システムを構築したいものである。ある時、私は「うちの女房は“宮沢りえ”そっくりだから一度、我が家に遊びに来い。」と平気で嘘を言って友人に話をした。当然、うちの女房は“宮沢りえ”にはちっとも似ていない。問題はここにある。なぜ事実を伝えなかったのか？品質システムもこれに似ている。見栄っ張り、物まねの品質システムではすぐにボロが見えてしまうのである。しかし、100点とはいえないが、我が女房は規格要求事項(?)である炊事、洗濯、料理等きちんとその役目を果たしてくれている。そして私は日本国に資格認定（婚姻届済み）された夫である。（それをいいことに子供は3人ももうけてしまった。）

ご存じの通り、規格の要求事項は How の部分は受審企業に任されている。人間は手が2本、指が5

本、目は2つなど、当たり前なのが規格要求事項である。しかし、手の長さ、大きさ、形、足の長さ、目の大きさ等は要求されていないのである。成長と共に変化するものである。品質システムも企業の成長と共に改訂するのが当然であろう。

私は結構お酒が好きである。出張も多く、いろんなお店にも行く機会が多い。初めてのお店でサービスも良く、調子よくお酒が飲めたとしよう。何回か行く機会も増え、そろそろ顔見知りにもなりかけた。そんな店が2件あったとしよう。ある店は以前と同様のサービスだ。決して悪くはない。しかし、ある店は私の好みを覚えてくれ、その都度、私好みの地酒をカウンターに置いてくれる。どうだろう？結論は見えたと言ってもよいのではないか。同じ事をしていてはサービスの低下になる。成長と共に変化しなければいけないのである。

品質システムの構築で一番大切なことは、当たり前のことを、ボンヤリせずに、ちゃんとやる事である。そしてこの当たり前のことを文書で制定し、文書で制定された業務をボンヤリせずに実行し、ちゃんと実行した記録を残すことが規格の要求事項である。難しいことは何も要らない。難しくしているのは、自分の女房が“宮沢りえ”でもないのに“宮沢りえ”だと言って嘘を付いているからと言えよう。

2 頁の「ISO 9001/ 9004: 2000 年改訂」のつづき

実態が物語っている。今、世界で検討が進行している審査員・コンサルタントの質の向上に向けての動きは、このような流れの中で捉えると理解しやすいと思う。

注 1) ISO-MS 研究会:

当協会の一般開放研究会として1992年に発足した、企業のQA担当、審査機関、コンサルタントが個人として参加している日本で最初の民間で任意の研究会。

注 2) 当協会の対応:

8月15日に出たISO9001:CD2000に対する改訂に関する要望は、9月10日に三浦会長よりまとめて英文でしかるべき筋を經由して日本のTC176WGに提出済みである。

3 頁の「環境マネジメント体制について」のつづき

には600件のニアミスを徹底的につぶすことが必要になる。

3) 環境目的・目標

環境目的・目標の設定にあたっては、経済的に実行可能であり、コスト効果があり、かつ適切と判断されるところで、最良利用可能技術の使用を考慮することが必要である。これは、組織の全部署に徹底して理解させねばならない。

4) モチベーションとアカウンタビリティ

EMS 運営の鍵としてあと2点ほど挙げておきたい。まず、モチベーション。これは経営資源の適用可能性で、人、もの(設備・資材)、作業環境が適切に整っていることが前提となる。精神的にも健康な要員に必要な教育・訓練と経験を積ませ、よりよい設備、機械、ツールを提供し、適切な作業環境、実働時間・休息を与える。マネジメントの基本ではあるが、特に経営者の責任に掛かる重要事項である。また、アカウンタビリティは、説明責任の明確化である。自ら取った行動に対する結果についてきちんと説明する責任があるという至極当たり前の考え方を普段のものとする。

4. 環境ISOにおける環境(E)の把握

EMSの構築・運用に当たり特に留意すべき点は、自分の組織が環境面からみてどの様な状況にあるかを把握することと、その結果、何を改善項目として特定するかである。そのために初期環境調査の実施と徹底した環境影響評価の実行が求められる。無論、環境関連法規及び ISO 14001の要求事項に対する知識は当然必要であるが、それらを含めて自分の組織と環境との関連性を如何に把握出来るかが EMS の実効性をあげるための鍵となる。自社の提供する製品・サービスの品質(Q)が判らずして品質 ISO の構築・運用が不可能であると同様に、環境 ISO に於いても自社の環境実態(E)の把握なくしてシステムの構築・運用は出来ないであろう。

◆◆◆事務局から◆◆◆

<定期総会開催>

去る8月28日、16名の会員の参加を得て、「IQAI 定期総会兼 ASQ 監査部会(QAD)会合」を新宿にある随園別館で開催した。今回は、三浦会長、小林理事による IATCA 国際会議の出張報告、CPD 対象の講習会開催、会則修正ほか全8項目の審議報告があった。IATCA の正規会員として、IQAI が加盟することが全員一致で承認された。

<会員情報>

西原美津子会長代行が、昨年の三浦会長に続いて本年7月7日付けで RAB より IATCA Verifying Auditor (国際検証審査員)となりました。また、本年6月に行われた ASQ の CQA/CQE (公認品質監査士/公認品質技術士)の試験で、山田八栄会員が CQA に、三浦会長が、CQE に合格しました。CQE は日本人として初めての快挙です。

<行事>

- ・ QS-9000 を含む品質管理に関する講習会 (CPD 対象)

開催日:10月24日(土)

場 所:東京都渋谷区 (財)日本燃焼器具検査協会

- ・ 次回 CQA/CQE 試験

開催日:12月5日(土)

場 所:東京都港区 (財)日本ガス機器検査協会

上記についてのお問い合わせは、当会事務局まで。

(Fax 0474-92-0449 事務局:齋藤栄二)

編集後記

我が国は欧米の規格戦略にしてやられている、ISO のマネジメント規格もその一つだという話を耳にする。かなりの部分は被害者意識過剰と思われる。「規格(Standard)とは本来どんなものか?」、「誰のためのものか?」、「基になる考え方は何か?」、「自らはこれにどのように関与するのか?」などを考えてみるのも必要かと思う。

今号は、監査の質と客観性の確保についての具体的かつグローバルな動きがある中で、この動きへのなんらかの形での関与に関する記事が集まったと言えよう。関与の仕方は、影響を与えて感謝される、体質にマッチした品質システムといった ISO 規格の本筋の理解と実行等種々あると思われるが、「対応型からの脱皮」の雰囲気各記事から感じられた。この雰囲気がいわゆるグローバル化の条件の一つではないかという気がする。(石原隆昌)

本 部 : 〒745 徳山市弥生町 2 丁目 1 番地
西原技術事務所 気付
Tel : 0834-21-0177 Fax : 0834-21-0716
事務局 : Fax : 0474-92-0449 又は Fax : 045-891-4535

東京支部 : 〒153 東京都目黒区下目黒 3-24-14-703
(有) 国際品質システム 三浦昭夫 気付
Tel : 03-3712-6776 Fax : 03-3712-3399
機関誌発行回数/頒価: 年 2 回/年間 1000 円